（添付書類）

第二十条の九　前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。

一　包括免許の番号

二　継続開設を必要とする理由

三　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

四　将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

五　免許の期間における業務の概要（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

六　申請の際における無線設備の工事設計の内容

七　最大運用数

2　通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の無線局事項書及び工事設計書に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二　人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項

三　特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3　第一項の無線局事項書及び工事設計書の様式は、別表第二号の四のとおりとする。

（添付書類の提出の省略）

第二十条の十　法第二十七条の二第一号に定める無線局（通信の相手方が外国の人工衛星局であるものを除く。）の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第二十条の八に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

第二十条の十一　［略］

2　通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二　人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項

三　特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3　第一項の再免許申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとし、当該申請書に添付する書類は、別表第二号の四の様式による無線局事項書及び工事設計書とする。

［新設］

第二十条の九　［同上］

［新設］